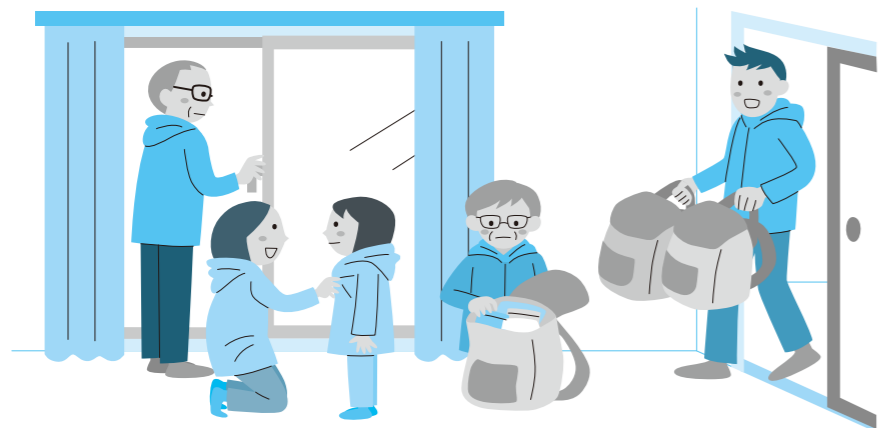


逃げ遅れないよう注意しよう 避難情報の運用が変更になりました

☎危機管理課 ☎70・5641



5月20日から、洪水や土砂災害などの災害時に5段階の警戒レベルで市から発令する、避難情報の運用が表のとおり変更になりました。

住民が取るべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化しています。逃げ遅れることがないように、レベル4までに避難を終えておくことが重要です。

コロナ禍における避難

必要に応じて、市で風水害時避難所を開設しますが、避難所に行くことだけが避難ではありません。

昨年3月に全戸配布した「綾瀬市防災ハザードマップ」で、自宅周辺の危険を確認しましょう。自宅が安全な場合は在宅避難、自宅が危険でも親戚・知人宅、宿泊施設などが安全な場合はその場所へ避難してください。

災害に関する警戒レベル

警戒レベル	以前までの警戒レベル	新しい警戒レベル	住民が取るべき行動
5	災害発生情報	緊急安全確保	直ちに命を守る行動を取る
4	避難指示(緊急)・避難勧告	避難指示※1	避難開始など
3	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者等避難※2	避難に時間を必要とする方は避難を開始するなど
2	大雨・洪水注意報(気象庁)	大雨・洪水注意報(気象庁)	防災ハザードマップで自宅周辺の危険を確認、備蓄食料を確認するなど
1	早期注意情報(気象庁)	早期注意情報(気象庁)	

※1 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されます
 ※2 高齢者等とは、高齢者や障がいのある人など、避難に時間を必要とする人のことです。高齢者等以外の人であっても避難の準備を行い、危険を感じたら自主的に避難してください

申告で固定資産税(家屋)が減額に

☎課税課 ☎70・5626

今年中に住宅耐震・バリアフリー・省エネ改修工事や認定長期優良住宅の新築をした方や予定している方は、完了後に必要書類を添付して申告すると、来年度の固定資産税が減額できる場合があります。

▶減額率▶①住宅耐震改修工事 1年間2分の1▶②バリアフリー改修工事 1年間3分の1▶③省エネ改修工事 1年間3分の1▶④認定長期優良住宅の新築 5年間か7年間2分の1▶申告期限▶①～③完了後3か月以内▶④来年1月31日まで▶減額措置の併用 ②と③併用可▶その他 減額対象条件や提出書類は市のホームページに掲載しています



建物取り壊しは連絡を

今年1月2日～12月31日に建物の取り壊しをした方や予定している方は、同課へ連絡してください

国民健康保険「限度額適用(標準負担額減額)認定証」の更新

☎保険年金課 ☎70・5617

高額療養費にかかる「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を持ち、8月1日以降も入院などで認定証が必要な方は、更新の手続きが必要です。

令和3年度の市民税が引き続き非課税世帯の方で、過去12か月以内の入院日数が90日を超えている場合は、入院費と併せて食事代も減額できる場合があるので、入院日数の確認ができる領収書も持参してください。

☎7月20日～8月30日に、国民健康保険証と現在の認定証を持参し、同課へ直接



国民年金保険料 申請で納付免除・猶予

☎保険年金課 ☎70・5618か厚木年金事務所 ☎046・223・7171

国民年金の第1号被保険者で、経済的理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請して承認を受けると免除・猶予されます。承認期間は7月～来年6月の1年間で、毎年申請が必要です。

継続を希望して全額免除か納付猶予を承認された方は、次年度以降は原則として申請不要です。

▶第1号被保険者で次のいずれかに該当する方①本人、配偶者、世帯主(納付猶予は本人、配偶者)それぞれの前年所得が定められた基準以内②失業、倒産、廃業が確認できる③障がい者が寡婦で前年所得が135万円以下④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受給▶▶年金手帳、納付書など基礎年金番号の分かるもの▶昨年1月1日以降の失業を理由とする方は、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証▶☎ ☎252-1192市役所保険年金課へ郵送か直接。結果は日本年金機構から承認通知書を送付(一部免除の方には区分に応じた納付書も送付)

後期高齢者医療制度の 通知書送付や認定証の更新など

☎保険年金課 ☎70・5617

保険料額決定通知書・納入通知書を送付

7月中旬、後期高齢者医療制度の加入者全員に、3年度の保険料額決定通知書と納入通知書を送付します。

保険料額は、前年(2年1月～12月)の所得額に応じて、県後期高齢者医療広域連合が決定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。計算は被保険者個人単位で行います。均等割額は4万3800円、所得割率は8.74%、限度額は64万円となっています。

保険料の納付方法は、特別徴収(年金からの差し引き)が原則ですが、次に該当する方は普通徴収(納入通知書か口座振替による納付方法)となります。①年金給付額が年額18万円未満②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金給付額の2分の1を

超える③年度途中で後期高齢者医療の資格を取得(75歳になった方、転入した方など)④特別徴収から口座振替に変更一など

保険料の未納がない方は、申し出により納付方法を特別徴収から口座振替に変更できます。

減額認定証、限度額適用認定証が新しくなります

現在使用している限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)、限度額適用認定証の有効期限が7月31日で

満了となるため、8月1日以降は使用できなくなります。

現在、減額認定証(若草色)か限度額適用認定証(紫色)を持っていて、8月1日以降も対象となる方には新しい認定証を7月末日までに郵送します。

均等割額の軽減が見直しになりました

世帯の所得状況に応じて表のとおり均等割額は軽減されます。元年度から軽減割合について段階的に見直しを行ってきましたが、3年度からは本則のとおりとなります。

均等割額の軽減

世帯の総所得金額等の基準(令和3年度)	均等割額の軽減割合(本則のとおり)
(2年度における7.75割軽減の区分) ●43万円+10万円×[給与・年金所得者等(※)の数-1]以下	7割
●43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×[給与・年金所得者等(※)の数-1]以下	5割
●43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×[給与・年金所得者等(※)の数-1]以下	2割

※給与・年金所得者等とは、給与所得や年金所得がある方、給与所得と年金所得の両方の所得がある方を指します